

日医発第 1658 号（情シ）
令和 6 年 12 月 26 日

都道府県医師会 担当理事 殿
郡市区等医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
（公印省略）

電子処方箋システム一斉点検を踏まえた対応について（周知依頼）

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

電子処方箋において、日医発第 1621 号（情シ）令和 6 年 12 月 19 日「電子処方箋管理サービスの一時停止について・第一報（周知依頼）」をはじめとして、お知らせしておりました、電子処方箋の発行停止及び、一斉点検につきまして、医療機関、システムベンダー等への周知が図られたことから、下記のとおりサービスを再開する旨とその条件について周知依頼が厚生労働省医薬局総務課より本会宛にまいりました。

電子処方箋を運用している医療機関には点検対応と専用フォームによる報告が求められ、ご対応をいただいたところですが、患者の安全性確保の観点から、電子処方箋を発行する際には、当面の間、ダミーコードを使用しないこととなりました。

しかしながら、現状、医療機関側のシステムは、特定の処方を行う際にはダミーコードを自動的に付与する仕組みになっていることが多いと思われ、その場合、現場の医師の都度の判断でダミーコードの使用を確実に回避することは困難です。

そこで、ベンダーとよくご相談いただき、ダミーコードの使用をシステム的に行わないようにできる医療機関のみ、電子処方箋の発行を再開することとし、それ以外の医療機関におかれましては、電子処方箋管理サービス側の対応が実施されるまで、電子処方箋ではなく、紙の処方箋を発行いただくこととなりました。

貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【再開予定】 令和6年12月27日（金）～

- 電子処方箋のみが発行可能となる場合（下記3点を満たす必要があります）
 - ・ 医薬品マスタにおける電子処方箋に用いる医薬品コードの設定やダミーコードを使用せずに電子処方箋を発行できる状態であるかについてシステムベンダーとも確認の上、厚生労働省への点検報告を完了した場合であり、電子処方箋を発行する場合には、ダミーコードを使用しないようにすること。
 - ・ 調剤を受ける予定の薬局が厚生労働省ホームページで公表されている薬局（点検報告完了）であることを確認した場合

点検報告完了医療機関・薬局リストはこちらに掲載の予定です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushisetsu.html

- ・ 紙の処方箋と処方情報の内容、電子処方箋と処方内容（控え）の内容の差異等がないか、適時確認を行う。

- 電子処方箋は発行可能であるが、処方内容（控え）の発行も必須である場合（下記2点を満たす必要があります）
 - ・ 医薬品マスタにおける電子処方箋に用いる医薬品コードの設定やダミーコードを使用せずに電子処方箋を発行できる状態であるかについてシステムベンダーとも確認の上、厚生労働省への点検報告を完了した場合であり、電子処方箋を発行する場合には、ダミーコードを使用しないようにすること。
 - ・ 調剤を受ける予定の薬局が受診時点で未定の場合、または、厚生労働省ホームページで公表されていない薬局（点検報告未完了）の場合

それ以外の医療機関におかれましては、国において電子処方箋管理サービスの改修等が行われるまでの当分の間について、紙の処方箋を発行する必要があります。

また、随時最新の情報の案内は、医療機関等向け総合ポータルサイト（<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>）にて、行われるとともに、別途厚生労働省から配布するダミーコード等に関連するインシデント事例等を参考に誤表示の防止対策を実施していただきたいとのことです。

【別添資料】

- ・ 電子処方箋システム一斉点検を踏まえた対応について

以上

医薬総発 1226 第 2 号
令和 6 年 12 月 26 日

公益社団法人 日本医師会 担当理事 殿

厚生労働省医薬局総務課長
(公 印 省 略)

電子処方箋システム一斉点検を踏まえた対応について

日頃から厚生労働行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

電子処方箋について、一部の医療機関や薬局においてシステムの設定がされた際の不備により、電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示されるなどの事例が報告されました。

これを踏まえ、各医療機関や薬局でのシステムの点検を促す周知期間として、令和 6 年 12 月 20 日（金）から電子処方箋の発行を停止しております。

急な連絡・対応の依頼にも関わらず、短期間での点検にご協力をいただき、関係者の皆様には心より御礼申し上げます。

この間、医療機関及び薬局並びにシステムベンダーの皆様へ医療機関等向け総合ポータルサイト等により周知が図られたことから、電子処方箋の発行を 12 月 27 日（金）より再開することといたしました。なお、厚生労働省において周知完了の確認がとれていない一部の電子処方箋を発行する医療機関においては、引き続き電子処方箋の発行を停止します。当該医療機関においては、速やかな周知事項の確認をお願いいたします。

さらに、現時点で点検報告が完了していない運用開始済みの医療機関及び薬局並びにシステムベンダーにおいては速やかに点検報告を完了していただきますようお願いいたします。

厚生労働省としても医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく、

安全に運用できる仕組み・環境の整備を進めてまいります。当分の間、引き続き下記についてご対応いただけますよう、貴職におかれては、本通知について、御了知の上、貴下団体会員、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、遺漏なきよう御配慮願います。

記

1. 医療機関・薬局においては、医薬品のマスタの設定等が適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかについてシステムベンダーとも確認の上、医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内に沿って、厚生労働省への点検報告を行いつつ、電子処方箋を適切に運用していただきたいこと。
 2. 医療機関においては、以下について対応をいただきたいこと。
 - ・ 国において電子処方箋管理サービスの改修等が行われるまでの当分の間は、医師の処方意図と異なる医薬品の処方を防止するための安全対策を優先し、以下の場合を除き、紙の処方箋を発行する。
 - － 電子処方箋の発行が可能となるのは、医薬品マスタにおける電子処方箋に用いる医薬品コード（※）の設定やダミーコードを使用せずに電子処方箋を発行できる状態であるかについてシステムベンダーとも確認の上、厚生労働省への点検報告を完了した場合のみとする。
 - ・ 電子処方箋の発行が可能な状態で、患者が電子処方箋の発行を希望する場合においても、以下の対応を行う。
 - － 以下のいずれかの場合には、電子処方箋の発行に加え、必ず処方内容（控え）を患者に交付する。
 - 調剤を受ける予定の薬局が受診時点で未定の場合
 - 厚生労働省ホームページで公表されていない薬局（点検報告未完了）での調剤を希望する場合
 - － 以下の場合には、電子処方箋のみの発行を可能とする。
 - 調剤を受ける予定の薬局が厚生労働省ホームページで公表されている薬局（点検報告完了）であることを確認した場合
 - ・ 紙の処方箋と処方情報の内容、電子処方箋と処方内容（控え）の内容の差異等がないか、適時確認を行う。
- （※） Y J コード、レセプト電算処理コード、一般名コード

(注 1) 電子処方箋を発行する場合には、ダミーコードを使用しないようにすること。

(注 2) 医療機関は患者を特定の薬局に誘導しないようにすること。

(注 3) なお、電子処方箋管理サービスにおける改修を含む防止策の速やかな着手及び医薬品のダミーコードを含めた仕組みのあり方について検討を進める。

3. 薬局においては、以下について対応をいただきたいこと。

- ・ 医師の処方意図と異なる医薬品の表示を防ぐ観点から、医薬品マスタにおける電子処方箋に用いる医薬品コード（※）の設定等についてシステムベンダーとも確認し、かつ、ダミーコードを特定の医薬品に設定しないようにする。
- ・ 医療機関での紙の処方箋の発行に対応した処方箋上の医薬品の確認を実施する。
- ・ 電子処方箋を応需する場合には、当該電子処方箋を発行する医療機関が厚生労働省ホームページで公表している点検報告済みの医療機関であることを確認する。
- ・ 電子処方箋を応需した場合には、処方内容（控え）又は送付された医薬品のテキスト情報を合わせて確認のうえ、調剤を行う。点検報告が完了した薬局で調剤を受ける予定の患者に対しては、処方内容（控え）が患者に交付されていないことがあることに留意する。
- ・ 紙の処方箋と処方情報の内容、電子処方箋と処方内容（控え）の内容の差異等を確認した場合には、自薬局での設定不備がないか確認したうえで、自薬局の設定に問題がなかった場合は、処方箋発行元医療機関への連絡を行う。

4. 上記の対応については、厚生労働省・実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）により適時モニタリングをした上で、適切に対応できていない場合には必要な確認を行うことについてご留意いただきたいこと。

5. 随時最新の情報の案内等を行うため、引き続き、医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内を定期的にご確認いただきたいこと。
また、別途厚生労働省から配布するダミーコード等に関連するイン

シデント事例等を参考に誤表示の防止対策を実施していただきたいこと。

以上

【別添資料等】

- ・別添１：プレスリリース（電子処方箋システム一斉点検の対応について）
- ・点検報告完了医療機関・薬局リスト掲載予定ページ（電子処方せん対応の医療機関・薬局についてのお知らせ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushisetsu.html

- ・システム事業者の対応状況掲載ページ（システム事業者の電子処方箋対応状況について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_vendor_00001.html

令和6年12月26日

【照会先】

医薬局 総務課

課長 重元博道

課長補佐 森田和仁（内線4204）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2377

報道関係者 各位

電子処方箋システム一斉点検を踏まえた対応について

電子処方箋について、一部の医療機関や薬局においてシステムの設定がされた際の不備により、電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示されるなどの事例が報告されました。

これを踏まえ、各医療機関や薬局でのシステムの点検を促す周知期間として、令和6年12月20日（金）から電子処方箋の発行を停止しておりました。

急な連絡・対応の依頼にも関わらず、短期間での点検にご協力をいただき、関係者の皆様には心より御礼申し上げます。

この間、医療機関及び薬局並びにシステムベンダーの皆様へ医療機関等向け総合ポータルサイト等により周知が図られたことから、電子処方箋の発行を12月27日（金）より再開することといたしました。なお、厚生労働省において周知完了の確認がとれていない一部の電子処方箋を発行する医療機関においては、引き続き電子処方箋の発行を停止します。当該医療機関においては、速やかな周知事項の確認を依頼しているところです。

さらに、現時点で点検報告が完了していない運用開始済みの医療機関及び薬局並びにシステムベンダーにおいては速やかに点検報告の完了をお願いします。

厚生労働省としても医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく、安全に運用できる仕組み・環境の整備を進めてまいります。医療機関及び薬局並びにシステムベンダーの皆様におかれては、当分の間、別途ご案内している対応をお願いいたします。ご協力・ご負担いただきました医療機関及び薬局並びにシステムベンダーの皆様におかれては、心より御礼申し上げます。

再開に際し、ご質問やお問い合わせがありましたら、オンライン資格確認等コールセンターまでお願いします。